

## ● 離婚したら・・・

### 離婚届

アメリカで日本人同士が離婚しても、日本人と外国人が離婚しても、日本国籍がある方は離婚届を在外公館に提出するか、または、日本の市区町村役場の長に郵送することにより、戸籍について・どこで・誰と離婚したかが記載され、婚姻関係を解消することとなります。

#### ○ 離婚の種類

離婚は、①夫婦の話し合い（合意）でする協議離婚と、②裁判による裁判離婚の2つに分けられます。

日本人同士の離婚は、協議離婚（創設的）、裁判離婚（報告的）で離婚が成立します。  
当事者の一方が外国人の場合の離婚は、裁判離婚（報告的）で離婚が成立します。

#### ○ 届出期間

日本人同士の協議離婚は、総領事館、または、日本の市区町村役場に郵送して届出が受理されることによって成立し、届出期限はありません。

日本人同士で、外国の裁判所で離婚が成立した場合は、成立から3ヶ月以内。

当事者の一方が外国人の場合は、外国の裁判所で離婚が成立していなければならず、成立から3ヶ月以内。

また、届出期間が過ぎた場合でも、遅延理由書とともに届け出る必要があります。

#### ○ 必要書類

##### 1 日本人同士の協議離婚

① 離婚届書	3 通	* 戸籍法施行規則により、届出のサイズはA3と定められています。 * 離婚届書右部の証人欄に、成年二人の証人の署名・押印が必要になります。この証人は外国人でもかまいません。
② 戸籍謄本 (発行から出来るだけ新しいもの)	2 通 (うち 1 通はコピー可)	

##### 2 日本人同士がアメリカの裁判で離婚成立後、届出をする場合

① 離婚届書	3 通	* 戸籍法施行規則により、届出のサイズはA3と定められています。 * 離婚届書右部の証人欄の記入は必要ありません。
② 戸籍謄本 (発行から出来るだけ新しいもの)	2 通 (うち 1 通はコピー可)	

③ 離婚判決謄本 (Divorce Decree)	原本 1 通 コピー 2 通 (原本の返却を希望の場合には、 ・原本 1 通 ・コピー 3 通 をご用意ください)	判決謄本には、離婚の判決確定日、また、子どもがいる場合は、子どもの親権の記載も必要になります。
④ 離婚判決謄本の抄訳文	3 通	当館指定の様式をご利用ください。

### 3 当事者の一方が外国人でアメリカの裁判所で離婚が成立している場合

① 離婚届書	2 通	* 戸籍法施行規則により、届出のサイズはA3と定められています。 * 離婚届書右部の証人欄の記入は必要ありません。
② 戸籍謄本 (発行から出来るだけ新しもの)	2 通 (うち 1 通はコピー可)	
③ 離婚判決謄本 (Divorce Decree)	原本 1 通 コピー 1 通 (原本の返却を希望の場合には、 ・原本 1 通 ・コピー 2 通 をご用意ください)	判決謄本には、離婚の判決確定日、また、子どもがいる場合は、子どもの親権の記載も必要になります。
④ 離婚判決謄本の抄訳文	2 通	当館指定の様式をご利用ください。

注1：離婚判決謄本には、離婚の判決確定日、また、子どもがいる場合は、子どもの親権の記載が必要になります。判決謄本にこの記載がない場合は、別途確定証明書が必要になります。また、被告人が日本人の場合で、判決謄本に呼出しを受けた、または、受けなかったが応訴した旨の記載がない場合は、民事訴訟法第118条に規定する要件を満たしている旨の申述書が必要になります。(これは、原告により、一方的に離婚が成立したことを避けるためです。)

注2：ペンシルベニア州の裁判所で離婚された方は、裁判官が判決謄本に署名した後、30日が経過しても上訴がなかったことを示す裁判の記録簿 (dockets) とその抄訳文 (当館の窓口で入手できます) も必要となります。

### ○ 届出方法

総領事館の窓口へ直接提出するほか、総領事館の領事部宛、または、本籍地の市区町村役場宛に郵送することも可能です。

注：当館に郵送で届け出る場合、

- 離婚届書左上の届出日は、記入せずに送付してください。
- 「離婚判決謄本」の原本の返却を希望する場合には、返信用封筒を同封して「原本返却希望」と明記してください。

## ○ 記入の際の注意

氏名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本人の場合は、戸籍上の氏名を日本文字（漢字、ひらがな、カタカナ）で記載してください。</li> <li>2 外国人の氏名は、戸籍に記載されているラストネーム、ファーストネーム ミドルネームの順に日本文字（カタカナ）で記載してください。</li> <li>3 「・」、「、」、「。」、「ー」は使用できません。</li> </ol>
生年月日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本人の場合には元号（昭和／平成〇年）で記載してください。</li> <li>2 外国人の場合には西暦（19XX年）で記載してください。</li> </ol>
住所	<p>現住所を日本文字（漢字、カタカナ）で、「国名」、「州」、「市区町村」、「通り」の順に「番地」まで記載してください。</p> <p>例えば：          アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市アストリアメイン通り 1 番地          アメリカ合衆国ニュージャージー州リトルフェリー町パーク街 202 番地</p>
本籍地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍上の本籍地を番地まで正確に記載してください。</li> <li>2 戸籍にはダッシュ（—）は使用できませんので、〇丁目△△番地と正確に記載してください。</li> <li>3 外国人は国籍を記載してください。</li> </ol> <p>例えば：          アメリカ合衆国、英国、韓国、ジャマイカ等</p>
父母の氏名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍上の父母の氏名を日本文字（漢字、ひらがな、カタカナ）で記載してください。</li> <li>2 外国人の場合は、ラストネーム、ファーストネーム ミドルネームの順にカタカナで記載してください。</li> <li>3 父母の氏名は、実父母です。当事者が養子の場合は、養父養母名を『その他』欄に、養母：〇〇花子、養父：〇〇太郎と記載してください。</li> </ol>
離婚の種別	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 該当するものに、✓を付けてください。</li> <li>2 判決確定日は元号（平成）で記載してください。</li> </ol>
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 該当するものに、✓を付けてください。</li> <li>2 当事者の一方が外国人の場合は不要です。</li> <li>3 もとの戸籍にもどる場合も、新しい戸籍をつくる場合も、離婚後の本籍と戸籍の筆頭者名を記載してください。</li> <li>4 婚姻前の氏に戻らず、「離婚の際に称していた氏を称する届」（戸籍法第77条の2の届出）を同時に届け出る場合には、記入は不</li> </ol>

	要です。
未成年の子の氏名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未成年の日本国籍の子がいる場合は、夫婦の一方で親権に服することとなった子の氏名を記載してください。</li> <li>2 裁判離婚で、共同親権と判決が出た場合は「夫・妻が親権を行う子」のそれぞれに子の氏名を記載するか、または、「その他」欄に子の氏名及び共同親権である旨を記載してもかまいません。</li> </ol>
同居の期間	事実上の婚姻生活の期間を年号（昭和・平成）で記載してください。
別居する前の住所	事実上の離婚をする前の夫婦共通の住所を日本文字（漢字、カタカナ）で、「国名」、「州」、「市区町村」、「通り」の順に番地まで記載してください。
夫婦の職業	国勢調査を行う年度のみ記入してください。
その他	<p>離婚が裁判で確定した場合は、いつ、どこの裁判所で判決が確定したかを記載してください。</p> <p>例えば： 「平成 20 年 3 月 13 日、アメリカ合衆国ニューヨーク州最高裁判所にて離婚判決確定、同判決書謄本添付。」</p>
その他の注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 記入ミスがあった場合には、修正液を使わず、誤記に二重線を引き、二重線の上に訂正印を押し（捺印または拇印）、その上部または下部に正しく記入してください。文字を追加する場合も訂正印を押ししてください。朱肉をお持ちでない方は、なるべく黒色を避け、赤色のスタンプインクを使用してください。</li> <li>2 届出日は、当館に提出する日を記入してください。</li> <li>3 届出用紙の欄外に英文で住所と電話番号を明記してください。</li> </ol>

## ○ 離婚後の氏

日本人同士が離婚した場合、婚姻によって氏を改めた夫または妻のどちらかが、婚姻前の氏に戻ります。

日本人が外国人と婚姻した場合は、日本人の氏は離婚によって変動はしません。

婚姻前の氏とは、現在の婚姻の直前の氏です。例えば、「鈴木」だった人が「山田」になり、その後、「山下」に変わり、婚姻によって「沢村」になった人は、この離婚届で氏は「山下」に戻ります。

しかしながら、離婚しても旧姓に戻りたくない場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」（戸籍法第 77 条の 2 の届出）を出すことにより、呼称を離婚の際に称していた氏と同じ呼称に変更することができます。

また、外国人と婚姻していた日本人配偶者で「外国人との婚姻による氏の変更届」（戸籍法第 107 条第 2 項の届出）により外国人配偶者の称している氏に戸籍上変更した者は、離婚、婚姻の取消し、または、外国人配偶者の死亡等により、この成立の日から 3 ヶ月以内に限り、「外国人との離婚による氏の変更届」（戸籍法第 107 条第 3 項の届出）をすることにより、家庭裁判

所の許可を得ないで、その氏を変更の際に称していた氏(日本の氏)に変更することができます。

#### ○ 離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第 77 条の 2 の届出）

この届出は、日本人同士の離婚で、離婚の際に称していた氏と同じ呼称に変更する目的をもってする届出です。

離婚によって婚姻前の氏に復した者が、届出人となります。

離婚により復氏した者がいったん婚姻前の戸籍に復籍し、または、新戸籍を編製した後においてもできるほか、離婚の届出と同時にすることが出来ます。離婚成立から 3 ヶ月以内が届出期限です。

離婚届と同日に提出されない場合は、離婚の事実が記載された戸籍謄本の提出が必要です。

#### ○ 外国人との離婚による氏の変更届（戸籍法第 107 条第 3 項の届出）

外国人と婚姻した日本人配偶者で、婚姻の際に「外国人との婚姻による氏の変更届」で呼称の変更をした者は、離婚成立から 3 ヶ月以内に限りこの届出を出すことにより、日本の氏に戻すことができ、離婚の届出と同時にすることが出来ます。

離婚届と同日に提出されない場合は、離婚の事実が記載された戸籍謄本の提出が必要です。

#### ○ 戸籍に記載されるまで

当館にて受け付けた離婚届は、外務省を通じて各本籍地役場の長に送付され、戸籍に記載されます。記載までに 1 ヶ月から 2 ヶ月程度かかります。お急ぎの方は、直接本籍地の長に郵送するか、または、日本のご家族を通して直接市区町村役場に提出することも出来ます。